

# 総務常任委員会

平成13年8月24日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎山本 直子      小野 隆雄      松田 正

野呂 民平      萬里川美代子

欠席者 松村 健一

## 2. 理事者出席者

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長       | 小城 利重 | 助 役       | 芳村 是  |
| 収 入 役     | 中野 秀樹 | 教 育 長     | 栗本 裕美 |
| 総 務 部 長   | 植村 哲男 | 総 務 課 長   | 西本 喜一 |
| 同 参 事     | 吉田 昌敬 | 同 課 長 補 佐 | 乾 善亮  |
| 同 課 長 補 佐 | 清水 修一 | 企画財政課長    | 池田 善紀 |
| 企画文化課参事   | 野口 英治 | 同 課 長 補 佐 | 野崎 一也 |
| 税 務 課 長   | 植嶋 滋継 | 同 課 長 補 佐 | 勝眞 基好 |
| 教委総務課長    | 清水 建也 | 同 課 長 補 佐 | 西谷 桂子 |
| 生涯学習課長    | 水田 美文 | 同 課 長 補 佐 | 加藤 保幸 |
| 同 技 師     | 平田 政彦 | 監 査 書 記   | 藤原 伸宏 |

## 3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子      同 係 長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

松村委員におかれましては体の調子が悪いということでございますので、欠席の届け入れがございました。ご報告させていただきます。

始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町長

先日8月21日、22日の台風につきましては大変ご心配をおかけいたしました。斑鳩町におきましては被害がなかったということでほっとしております。これにつきましても管理職の職員が3時半暴風警報の解除まで待機させていただいたということでございます。町営住宅の関係につきましては自主非難ということで6世帯の方に東公民館に非難していただきました。今後町営住宅の関係につきましては応急処置でもして安全を確保したいと思っております。

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、萬里川委員、小野委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、継続審査事案の（1）藤ノ木古墳周辺整備に関するることについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習  
課長

史跡藤ノ木古墳の整備に関することについては、これまでに実施計画のありました石室の保存工学調査について整備検討委員会においてのデータをどう生かしていくかを検討していく中で、整備検討委員会の沢田委員より文化財サイドの意見だけではなく土木工学の面からどういったことが考えられるかという視点を導入してはというご意見があり、その辺に詳しい西田関西大学工学部教授に古墳での現地指導をしていただいたところであります。そうした中で現在調査の不足箇所や今後の保存修理工事の工法などについてのご指導をいただき、これらの点を調査項目に取り入れるべき保存工学調査計画の再検討を進めているところでございます。今後はこれらの調査項目を私どもの方で

十分精査いたしまして

各委員会の方の日程調整をする中で10月頃に整備検討委員会を開催し、整備基本計画の見直しを含め今後の石室の保存方法についてご検討いただく予定をしているところでございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

野呂委員 整備検討委員会で、今土木工学的な面からとというような意見が出ているというお話をいただきましたけれど、大体の大筋の方法としてどういう形ですと、どういうことが大事なのかと、どのように集約されているのか。

生涯学習課長 先ほども申し上げましたように、石室の保存の状態をいかに保っていくということが大事であります。その件につきまして、今現在先ほど申し上げましたように文化財の方ではいろいろと出ている中で、まず土木の方からいろんな形を取り入れていかないといけないということで、1つは石室の裏込めの状態をどういう形にされているかということも考えたらどうかというご意見をいただき、その面について現在十分な調査をさせていただく中、保存等しようとして現在進めさせていただいております。

松田委員 今言われている内容の検討委員会はいつ頃行われたのですか。

生涯学習課長 先ほど申し上げましたように整備検討委員会の沢田委員さんよりこういう形をとってはいかがといただいたわけですが、その辺について先ほど申し上げましたように西田関西大学工学部教授にお願いして現地指導をいただいたわけですが、みなさんに取りあえずあたったわけですが、取りあえず沢田委員さんからそういうご意見があったということで、この面を踏まえた中で10月頃に検討委員会を開かせていただきたいということです。

松田委員

6月議会の委員会でも藤ノ木古墳の関係については継続審査事案として報告を受けているのですが、私の記憶に間違いがなければ、8月中に検討委員会を開いて具体的に対応していくと、こういうように言われていたわけです。ですから今日はその結果を受けて具体的なスケジュール的な面まで明らかに出来るのではないかなと思っていたのですが、どうもそのことはなしにしてしまって、特定の検討委員の意見を取り入れたと、何かいたずらに引き延ばされているような感じがして仕方がない。それと合わせて次回10月というが10月のいつ頃になるのかどうかしれませんが、丁度町長選挙が行われる。というような状態になって、その前後の関係等で日程はどうなるのか、選挙関係り合いということになってくると、はじめなのか後になるのか、もう一つ送れていくような気がする。町長不在中におけるこんな重要な問題の検討委員会が持たれることはないように思うのです。そういうことで一体どういう日程で物事を考えているのかということについて、取り組みの方針は主体性がないのと違うかという感じがして仕方がない。だから私は少なくとも今年中に整備手法について明確にしてしまおう。そして具体的な保存の体制を取るというスタイルになってきていたんだと思う。ところがこのままの状態で行きますとはたして今年中に整備手法そのものについて結論を出せる状況になるのかどうか、極めて曖昧な説明のように聞こえる。どうも取り組みの内容については後手後手に回っているような印象を受けて仕方がない。その辺はどうなんでしょうか、その場限りの答弁ではなしに具体的に確たる方針を明確にしてほしい。しかもこの整備の関係については、いわゆる歴史街道の整備の関係と併せて一体的なものとして進められていくように思うのです。そういう取り組みが我々に映ってこないと思うのです。基本的な方向というのはすでに出ているのですから、見直しの内容は限定されているわけです。ある意味でいうと日時的なスケジュールの関係で遅れが出るという関係のことであって、基本的には整備検討委員会に出されている方針を見てもそう大きく変わりはないと思う

のです。具体的な整備の手法についてどうするかということについて検討していかなければならない問題がある。そういう意味から見て最も検討していく要素となるのは何かと言えば、羨道調査ももう終わりましたから、後はスケジュールの変更だと思う。多少12年度の計画とずれ込むことについては私はやむを得ないであろうと思うのですが。

そして全体で言われていますように、周辺の整備の関係で公園とか資料館の関係は次の問題になってくる問題だと思う。ある意味では切り離しても可能な問題である。資料館などの整備の方法について考えるということについては保存の体制とは別に切り離して考えることは可能であるし、なおかつ施設の出土品がそのまま現物として保存が可能とするのかしないのかによっては、設備内容も違って来るわけです。資料館の規模も構想も随分変わってしまうと思う。

そういうことなどを考えた場合、どういうふうにお考えになっているのでしょうか。

教育長

先ほど課長が申し上げました内容につきましては、石室の保存工学調査、石の動きをどうするのかという調査をして、どう動いているのかということを見ようということで昨年度調査させていただきました。しかし、科学的な調査だけでなく、土木工学の見地からその石組みの状況あるいは裏込めの状況、そうしたことも含めて調査検討する必要があるのではないかと。と言いますのは、あの藤ノ木古墳の石組みは確かに前の方にせり出している部分があるわけですが、それを今現在解体して新たに積み直すことがいいのか、あるいは現況のままでどういう保存をしていくのがいいのか、あるいは保存が可能なのかどうか、そして将来にわたって公開する場合危険はないのか、そうしたことも含めながら、いろんな方法で専門家に検討をしていただいているところです。前回は測定の結果に基づきまして検討委員会を開いて、そのデータによって検討していただくということで申し上げておったわけですが、そうした土木工学の方から別の方向から検討する必要が

あるだろうと、こういうことから樋口委員長とも相談させていただきながら、先日現場を見ていただいて、これからの土木工学的な検討をする調査の方法等もご指示いただいております。そうしたこともこれから受け入れてまいりたいと思っております。

したがいまして、以前から申し上げておりましたような日程は、今のところ若干遅れてきているように思っております。そうしたことを十分調査していただき、早期に結論を出していただくように我々の方からお願いを申し上げたいと思います。

以前申し上げたことから時期的にずれてきているわけですが、大切な古墳でございますから、いろんな方面からご検討をいただき、より安全な保存方法を検討していきたいと考えております。

松田委員

前回開かれた検討委員会はいつ頃だったのですか。

私は今言われているような関係については、少なくとも石室のその他の関係で早期に整備検討調査をしなければならないというのは随分前の話し合いでしたね。それから以後しばらくそのままの状態で推移して、羨道調査を早くやることをお願いして、私は随分何回も強調したのですが、そしてようやく羨道調査に入ったわけですね。その羨道調査の段階での検討委員会から以降まだ開かれていないのではないのですか。あるいはその時の検討委員会で、今言われているような関係というのは話題になってくるはずのものなのです。ずっと見てまいりますと、この検討委員会の関係での欠点というのは考古学の関係の先生方でも公務員の関係で異動があるわけです。そして今まで関わってきた人でも異動になって交替されてしまう。そういう関係があって、非常に行ったり戻ったりしている。当初の検討委員会のメンバーから代わっておいでにならない、そのままでおられるのは2, 3人ぐらいではないでしょうか。そして一向に進展しないし、その時その時の関係で物事を済まされている。次はスケジュールの予定変更などについて具体的に8月頃に検討いたしますと言いながら、それが一切明らかでない。どこでどういう協議になったのかしれませんが、その調査が悪

いとは言いませんが、そういう関係がなぜ検討委員会の場に出てきていないのか、そこに方法としてもそのことを課題としていながら、そういう姿勢というのはどこのポストで行われているのか。補修整備の関係でもそうですね、遅れば遅れるほど補修に対して、修繕に対して費用が大きくなっていくことは間違いないわけです。出発までどうにもならないということになってあわてふためいて物事を解決していくというのが、実態の部分にあるのではないのでしょうか。そういう意味から言いますと、表の関係については教育長の言うことが分からないことはないですが、きれいごとで終わってしまっている。その場その場限りの答弁で終わってしまっている。どうも一貫性がないように思う。検討委員会はいつだったか分かりますか。

生涯学習  
課長 昨年12年7月10日に開催しております。

松田委員 他の委員会に所属しているのなら言いませんが、総務常任委員会は所管事項として、しかも継続審査案件としてずっとこれを挙げているのです。専属的にこのことについて継続審査をするような案件に掲げている委員会に対する対応というのを考えますから、我々形式的に掲げている問題ではないと思っているのです。斑鳩町の歴史的な関係から考えて極めて重視すべき問題であるし、町民に深い関心もある。早期の整備が必要である。その具体的手法について誤りがあるとはならない、というようなことから、いわゆる継続審査案件として重視して取り扱っているのですから。一向にそういう関係については進展ないではないですか。

町長 松田委員のご指摘の通りだと思いますけれども、やはり考古学というのは文化科学省に変わりましたが、藤ノ木でも63年12月に石棺を開けて、そして鍵を閉めた。その後はいくら努力をしてもなかなかしない。そうしていますと、中学生がそういうことを起こしてから何

とかしていこうという国の方向付けがされた。その辺に何か一つの大きな問題があると思います。この問題についても国に帰属をいたしておりますし、そういう関係で遺失物の関係等についても今後は必ず斑鳩町に全て展示させていただけるのかという問題等についても明確にされていない。これもいろいろと問題があると思いますし、私は松田委員がおっしゃっていただくようにとにかくあの当時からいろいろと問題があったのは、一番発掘の基礎となる閉塞石の発掘である。その関係については委員もご指摘のように12月の委員会でもその発掘が12月に行われたい、そういう考古学の発掘されている方々が方々に来られておりますから、特に斑鳩の場合は1月頃にずれ込んでいく話も聞かせていただいております。そして1月頃からようやく閉塞部の発掘に取り組んでいただいたのです。そして3月で終了して、閉塞石の石組みを全部外された。そして4月14、15日に一般公開させていただいた。こういう経過まで来ておるわけです。何れにいたしましても、この関係等については史跡指定をされた中で1軒の民家の方の協力を得るべく努力が10年ほどかかったということもございまして、この1軒の民家の方が現在工事進捗しておりますように移転をしていただくという状況の中で私は現在この石組みの関係等についてなお一層そういう点については文化科学省もおそらくその外観から石室が見えるようにすればどうしていくのか、あるいはそういう石組みが大丈夫であるのかということも踏まえた中で今検討をしていただいていると思っておりますし、そういう点についても今後文化科学省に陳情努力していきたい。

整備検討委員会等については12年7月から開いていないということで、松田委員からご指摘のようになかなかこのメンバーの方々も揃わない、やっぱり全てが異動したりいろんな関係がございまして。今現実に残っておられるのが、樫原考古学研究所の樋口所長、あるいは文化科学省からの沢田さんですが、これも名称が変更して今度は外郭団体になってまいりました。名称の変更もございまして、いろいろそういう点では連絡等十分に行かない部分もあります。私どもが一番特に

相談申し上げるのは、沢田先生がこの面については一番明るい方であって、そういう沢田先生のご意見をいただく中で先ほど課長や教委長が申し上げた現状でございます。何れにいたしましても、特にこの総務委員会で藤ノ木は早期にそういう手続きまでいただいて、我々としては早くそういうことについて応えていくのが当然でございますし、松田委員のご指摘の点はよく分かるわけですが、やっぱりこの藤ノ木古墳は世界的な遺構でございますから、そういう点についてはおしかりを受けるかと思いますが、長い年月がかかっている中で、遺失物とか今の藤ノ木の現状をどう生かしていくのかということについての関係等について努力していきたいと思っております。総務常任委員の皆さまには藤ノ木については熱心に、またそういう点については全面的にご支援をいただく中で、我々はお応えできない点については非常に残念に思っておりますけれど、出来るだけそういう点については文化科学省と県とご相談申し上げながら努力してまいりたいと思っております。

松田委員 経過については今町長が申されているように承知はしているので、問題は結局用地取得の関係について目途がついた。そして羨道調査がおわった。ということになりますと、これから今度いろいろ具体化していける段階で目途がついてきたのです。その目途がついてきた状態の中から一体どれだけ検討が進んでいるのか、進んでいないのではないかと。慎重であるからこそ大事な問題であるからこそ、有識者、専門家を含めて検討委員会が設置されているわけでしょう。今言った用地の目途がつく、そして羨道調査も終わったという段階から検討委員会は一度も持たれていないわけです。1年以上も持たれていないわけです。そしてこういうことが必要だからそれで対応しているのですと、私は慎重に考えてくれることはいいと思うのですが、本当に年に1回もずっと持たれていないという状況の中で、理解してもらえないと思うのです。ですからそういう意味については慎重に対応しようということについては異論はありませんが、少なくとも検討委

員会がもう少し積極的に開かれて、積極的に対応しているという姿を、またこういう問題があるからこう取り組んでいますということが定期的にでも報告されてしかるべきだと思うのです。そういうことはないでしょう。そして8月の検討委員会がそれぞれの結果を受けていろんな調整で手間取るということがあったとして見ても、8月の関係の予定がなぜ延びてしまったのかという説明がないわけです。私が言いたいのは前回の委員会で発言し、我々に了解を求めた内容がどう進展していくのかということについて責任をもって、具体的に説明をするという形を取ってもらいたいと思うのです。その場その場での都合のいい答弁を聞いていたのでは我々は納得できないし、しかも専門の所管事項して総務委員会での任務を果たすことになっていないと思うのです。

野呂委員 今の説明によりますと、今までの経過については分かりましたけれど、しからば今後のことについてはどういうふうを考えているのか、検討委員会でそういう点についてある程度出ているのか、その点についてはどうですか。

できましたら今後のスケジュールについての計画なりというものを日程も含めての問題点ですね、問題点の整理をする必要があると思うのです。それが私どもとしては把握ができないということだと思う。そういうものを現段階で整理して、今後このように進めるということ整理していただいてそれを報告していただくと、今日段階でそういうものをお互いの認識を一致しておかないと仕事の遂行というのできないと思う。それも含めて答弁を求めておきます。

町長 今野呂委員もご指摘のようにまず一番大事な今は現時点で石室を一般公開していくためにはどうすべきであるのかという課題がございます。この関係等について外から見学できるような状況をつくるとすれば、石組み等の関係、今やっているような状況で可能であるのかないのか、あるいはそういうことのいろんな石学工学の関係等について調

査をしていただいて、外から見学できるような環境づくり、これは樋口委員長が絶えず申されているように、りっぱな朱の石室を外から見える関係については、内部等の空気の関係とかがございます。いろいろとそういう研究をしながら、どうあるべきかということをお我々としては一番の関心である石室を見学できるような状況づくりのために、期間内にそういう努力をすることが大事である。日程的な関係等については、委員会でご報告を申し上げてまいりたいと思っておりますけれども、これも我々としては努力いたしますが、なかなか検討委員会の関係等についても出席の関係とか日程的な関係等を調整する中で難しい問題がありますが、今水田課長から申し上げますとおり早い時期に検討委員会を開かせていただいて、その現状を訴えていく中で我々としては努力してまいりたい。また委員会等について、日程はどういう形になるのか、それについても報告してまいりたいと思っております。

野呂委員 1年あまり検討委員会が開かれなかったということですが、これが今言われているように先生方の日程が合わずして集まれなかったのか。1年1か月も日程が合わないということは理解に苦しむのです。果たして事実そうなのか。むしろ怠慢によってそういうことが起こったのではないかと、そこを明確にしていだけますか。

町長 1年1か月開いていなかったといことですが、随時各委員さんは見えられているわけです。その中でいろいろと話を聞くわけですが、ただ整備検討委員会というのは何を一つの拠点としてするのだということで、一つの方向付けができていますから、ただ結局石をどうしたらこのままの状況が止まっていくのか、石がずれ込んでいくのをどうするのかということをおまず検討せよと申されておりますから、それを今積極的にやっいただきますから、その説明ができればその次の段階というのは石棺の中の石室をどうこれから石組みをして、外観から見学できるのか、そういうことを県、国から科学省を取り入れてそういうことの認可をいただく手はずになっていくというこ

とになっております。整備検討委員会については、そういう状況で委員さんが替わられることもございますし、いろんな点等がございます中で、最初から積極的に藤ノ木古墳に関心を持っていただいて、どうしていこうかということで努力いただいております。そういう中で我々としては早くそういう点での手はずをすることが大事であると思っております。特にアドバイスをいただいたのは網干先生から一般公開の時にああいうような閉塞石のところにガラスを乗せて人が見られるような環境づくりをすることが一番いいだろうと、アドバイスをいただいた中で一般公開もさせていただきまし、住民の方に1日も早くすることが大事であろうということで4月13日に一般の町民の方に見ていただいた。確かに12年の7月から開いていないということについては、我々としては皆さん方に申し訳ない気持ちでおりますが、そういう点について今後手抜かりのないようにしていきたいと思っております。

野呂委員

私もシステムがよう分からないのですが、検討委員会を開いて方針を決めていくということなのですが、その際に今言われたような石積みはどうするのかという結論になってますね。そこではどういう体制でその研究をするかと、いつまでにその結論を出すかというようなことになろうかと思う。その辺が曖昧なのと、たとえば今の話ではその都度各委員が検討委員会は開いていないけれども、その都度各委員が来ていわゆるアドバイスをいただいていると、こういうことなのですね。そういたしますとそれらの各委員が検討委員会の間に来て、その専門性に基づいていわゆる個人的に委員として石積みについて、これは危険じゃないかと調査しなさいと、そういう指示に基づいてやっているのか、検討委員会としてまとめて石室の石積みについては非常に傷んでいるし危険であるとか、上の圧力はどの位あるとかというような今日の状況を計算すると思うのですけれど、この石室についてはそういったものについて十分耐えるかどうかの調査しなさいとかということであれば、やっぱり期限を切っていつまでに結論を誰が主体にな

って報告を上げなさいと、それに基づいて次の段取りを持ちましょうと、普通はそのような手順になると思う。その辺がいわゆる曖昧に聞こえるわけです。そこのところを誰が聞いても納得できるような説明をしていただきたいわけです。

町 長

私は考古学というのは難しさがあると思うのです。藤ノ木古墳も60年からもう10何年間経っていますけれど、唐子遺跡にしてもこないだ8月に出ました植山古墳にしてもなかなかその後の展開というのは進まない。なぜ進まないのかと言いますと、学者や文化財方々がいろいろな意見があるわけですし、またそれを動かす方が誰であろうが、これも一つ藤ノ木古墳も最初からの関係を考えますと、こういう経過があったことも事実です。やっぱり樫原考古学研究所、国立文化財研究所等がございますから、なかなか文化財というのは私は一朝一夕にうまく進まないのが現状です。常に整備検討委員会というのはこの藤ノ木古墳が保存をしていくためにどうあるべきかという整備検討委員会という一つの組織であったと思う。ただ次から次へ起こった問題をどう解決していくかということについては、担当の委員がおられますから、その方の専門分野を尊重していかないといけませんから、今野呂委員がご指摘のようにそうして全てが我々の立場で言えばいいわけですが、なかなか学者、先生方というのはいろんな立場を持っておられますから、そこらを十分にそしゃくをしながら我々としても努めておるわけです。確かに藤ノ木についての委員皆様方の熱意というのは我々としては身体に染み渡っているわけですが、私としては藤ノ木古墳については非常に関心を持ち、それだけの努力をしながら進めていっております。時間はかかることは事実だと思っておりますし、またこのことについては県、文化科学省、あるいはそういう関係の力をからなかったらとてもこれを進めていくことはできない。そういうことを含めた中で、野呂委員のご指摘のようにそういう点についてはできるだけ努力していきたいと考えております。

野呂委員 後で現場でやってくれている専門技師の方からもきちっと意見を聞いておきたいと思いますけれど、今の町長の答弁ですと、その検討委員会というのは保存をどうしていくのかというのが検討委員会であったというように聞こえたのですけれど。次はどうするのかという具体的な面についてはそれぞれのいわゆる専門家の意見を聞いて対応するのだというように聞き取れたわけですが、それはそれで機関として今の手法、検討委員会のあり方、あるいは今後の具体的な進み方についての問題点が体制としてあるのであれば、恐らく町長自ら検討を加えて是正すべきことはしたらいいと思うのです。

具体的に藤ノ木古墳の現場の責任者ですか、どのように捉えているのか聞かせていただければありがたいと思う。

平田技師 今野呂委員がおっしゃられたことについてお応えさせていただきたいと思います。検討委員会の性格性なのですが、大きく分けまして文化財の専門の担当の委員さん、そして整備を主とする委員さん、そして行政的な地元の自治会長を含めた、このように大きく3つのパートに分かれていることを考えていただいたらいいと思うのですが、現在行われている藤ノ木の整備検討委員会での主な案件といたしましては、今町長がおっしゃったとおり藤ノ木古墳の整備を進めていくということは、当然公有化とかそういうのが進んでいった中で進めていかなければならないことは重々承知しているのですが、まず藤ノ木古墳が1400年残ってきた世界でも貴重な文化財をどのように保存を図って後世に伝えていくか、それが今重要な案件になっているわけですので。ですからその石室をどのように保存修理していったらいいのかということに集約されてくるわけですが、これに対しましてはこのような大型の横穴式石室を全国的にも保存を図っていった例というのはまずないわけです。そしてこの藤ノ木古墳は先ほど申し上げましたように世界的にも著名であるということですから、失敗は他の文化財でも許されませんが、特に文化庁も注目していただいているような整備ですので、それが十分に慎重を期してあまりあるよ

うなそういうような物件でございますので、藤ノ木古墳の保存方法を考えるにあたってはどのようなことをしていった、どのようなデータが出たからこういうふうになりましたということが文化庁に対して説明できない限り、そしたらこれはこうしましょうと、こういうデータがあるからこれは止めときましょうと、そういうような判断ができないというような状況にあるわけです。ですから先ほど検討委員会が1年1か月開かれていないというご指摘を受けておりますけれども、そのデータを収集するにあたりまして、昨年度の状況でご説明させていただきますと、発掘調査をどのようにしていくかという協議がかなりずれ込みました関係で、先ほど町長が申し上げましたように最終の協議がまとまりましたのは昨年度の年末までかかりました。そして文化庁もこれでOKだということで、最終教育長とも上京いたしまして文化庁とその調査報告につきましても協議をまとめまして、それで1月から入ったわけです。そして閉塞石の調査、たかが10㎡ぐらいの発掘調査でしたけれど、かなりの煩雑さがありましてやはり3月までかかってしまうということがありましたので、検討委員会の先生方からそうするように指示を受けておりました保存工学調査は、かなりしたい項目につきましても繰越をさせていただくような形で事業の中で平成13年度ずれ込むような内容が生じたわけです。ですからこれらの内容をある程度出して私を中心にして、斑鳩町の事務局として内容をまとめて、そういうことがあって検討委員会に提出しない限り、検討委員会を開いたところで何もすることがなければ、委員さんの方々もいくら専門家といえどもデータのない中で検討委員会の案件として考えていくことはできないという状況にありました。ですから確かにそういうデータを出すのが遅れているものが目ざとく思いますが、やはり文化財というところの面が焦点あてていけば必ずしもそのトータル的なスケジュールに則った一面も兼ね備えている分もあると、私も自分でその中に身を置くものとして感じているわけです。ですからそういうことも私どもは十分委員さんのご意見もおっしゃる通りだと思いますので、鋭意努力していく中で次の検討委員会の中で進展した意見が

出ていけるようなデータ処理というようなものを早急に進めていきたいと考えております。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わりますが、10月に予定されおられるということでございますので、整備検討委員会の進捗等につきましても努力の方よろしく願いいたします。

次に、その他審査事項として、9月町議会定例会の付議予定議案について予め説明を受けることにいたします。

はじめに、①平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

財政課長

（資料1により説明）

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

万里川委員

教室の警報装置というのは、教室のどの位置に設置されるのですか。それと監視カメラ等のことも含めて教えていただけますか。

教委・総務課長

1点目の警報装置の設置場所でございますが、各教室の中にスイッチを設置させていただきまして、ベルとランプは廊下上に付けさせていただこうと考えております。それによりまして各教室に何かあった時に教室のスイッチを押していただきますと、廊下に設置してあるベルランプが反応するという形になっております。

次に監視カメラでございますが、各学校には基本的には3台ずつで2台になることもありますが、計算の積算方法としては3台ずつとして、正門には一部を除きまして正門に付けさせていただきまして、正門につきましても各学校の事務室等から見渡せるようにしておりますの

で、そこには付けなくて事務室等から死角になる場所についてカメラを設置させていただきたいと思っております。カメラとともにセンサーも設置させていただきまして、常にカメラが死角になっている画面も映っているのですが、常に見ていることは困難なのでセンサーで反応するとモニターテレビのブザーが鳴るという仕掛けを考えておりまして、そのモニターで確認していただくという方法を考えております。

萬里川委員 警報装置を押したら廊下のベルが鳴ってランプが点くと、音がなりますから当然何事かと出てこられると思いますが、これがモニターと同様に集中的に事務室等がどこの教室がそういう危険を帯びて鳴っているのかということを見えるというようなことまではされないのですか。

教委・総務課長 今設置させていただくのは各単独の警報装置でございます。職員室でどこで鳴っているかということまでは今回考えておりませんで、対処の方法といたしましては、鳴ったら隣の教室とかは全部分かるわけでございますので、そこから対応の方法を学校でしていただくというふうに考えております。

萬里川委員 隣教室から「わー」と何事かということで子どもたちも出てまいります。その辺のざわめく中で行動を起こされる中で、反対に先生が子どもたちを守るということに関わっては難しい部分がないのか心配をしているのですが。

教委・総務課長 直接職員室に届く装置を設置するといった場合でも、基本的には各教室で何か起こってスイッチを押したというのと、ベルなりそういったことがどこで起こっているか知らせる装置については何れにいたしましても必要だと考えております。委員ご指摘のように隣の教室で鳴ったら子どもが先に出てきて余計に危ないのではというご指摘がございましたけれども、その対応につきましては学校の方で十分協議して

いただく中でやっていただきたいと考えております。

萬里川委員 安全性をもう一度確認をしながらこれが生かされるようお願いしておきたいと思っております。

野呂委員 昨日斑鳩小学校に行って、進入するところがどれだけあるのか見せていただいたのですが、なるほどフェンスをしてあるわけですが、実際上は鍵がかかっていないと、それぞれ業者が入ったり職員が入ったりする場所がありますとか、特に裏の方幼稚園の関係との入り口でありますとか、あれはフェンスを切っているわけですが、実際は鍵をかけていないと、今回は警告板でみだりに立ち入ってはいかんという趣旨の注意書きだけ貼ってあるわけですが、さらに南側の体育館の関係でしたら、扉自体が壊れておりますし、体育館の裏を通過して入れるということですね。現状を見たら誰でも入れるという状況です。さらに西側を見ましても駐車場との間を仕切っておりますが、フェンスの横に植え込みがあってU字溝があるわけですが、そこは間があいていて通通になっている。実際上斑鳩小学校については入らないようにするのは事実上難しいなど、できないと私は認識を持ったわけです。今言われた対策というのは校舎内部の装置ということですね。校舎を意識的に入ればフリーに入れると、しかも死角がたくさんありますね。そういうものについてどういう体制が取れるのか、先生が40人ほどおるといことでありますけれど、その辺の対策方については非常に難しいなど、なかなか一筋縄ではいかんなどという感じを受けたのですが。ただ意識的に入ってくるというのは避けられないと、そうして教室に飛び込んで凶行に及ぶということになれば、その時間というのは非常に短時間と考えられる。それでこういう装置で関知してそしてやった場合、これもよほど敏速に動かないと子どもを守るといことはできないと思う。

今朝の朝日新聞で池田小学校の実態が細かく書いてありましたね。結局はじめに襲われた教室の教師は知らせにいつているわけです。子

どもを守るということよりも他に助けを求めるというために走っていると、自分の子どもをほったらかしということですね。次の2番目の教室も襲われているわけですね。それは後で気がついて、襲われたということを知らなかったということでしょう。そういうことが問題なのは単に装置を付けて他の教師に連絡を取る。これは重要な要素だと思います。ただその場所で凶行が及んだ場合、時間がないわけですから自ら立ち向かわない限りダメだと思う。そこで昨日先生と話しておったのですが、やはりそういう日常的な訓練がなかったら怖くて、教師自身が連絡装置がしてあっても、とっさに子どもを守るという上では、たとえばあの段階でも椅子の1つでもぶつけるとか、あるいは木刀のような立ち迎えられるようなものがあれば、そういう稽古がしてあれば勇気を出してやれると、ところが女性の職員にしてみればそういう点では難しいと思うのですが、そういうその防御も含めて総合的に考えないと私は斑鳩小学校を見た場合に進入を阻止するのは事実上不可能だと思う。そういう状況を把握して対策方を考えていただかないと有効に作用しないのではないかという考えを実際に見て受けました。その辺私も具体的にどうせよということは思い浮かびませんが、十分協議してあのようなことは起こらないように対策方をお願いしておきます。

委員長 次に、②町長専決処分について承認を求めることについて（特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 （資料2により説明）

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 以上、9月町議会定例会の付議予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について報告を受けていきます。

はじめに(1)斑鳩町教育委員の任命について同意を求めることについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

教委・総務課長 現在教育委員さんは教育長を含めまして5名おられますが、その教育長を除きまして4名の教育委員のうち1人の任期が本年の9月30日をもって満了いたします。このことに伴いまして、9月の定例会におきまして人事案件として議会の同意を求めていくこととなります。従いまして、当委員会の担当ということもございますのでよろしくご審議いただきますよう事前に申し上げさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたが、この件について特にお尋ねしたいことがございましたらお受けいたします。

万里川委員 名前を発表することはできますか。

教委・総務課長 任期満了となる委員さんにつきましては、中田菊次郎先生です。

野呂委員 中田先生は何期やっていますか。

教委・総務課長 この9月30日で4期16年です。

野呂委員 ついでに他の人はどれくらいやっていますか。できたら年齢も。

教委・総務課長 現在中田先生につきましては76歳、藤川先生は任期が2期目で60歳、児玉先生は2期目で64歳、松井先生は2期目で61歳、教育長は今年で60歳です。

野呂委員 できるだけバランスの取れた階層をご検討いただいて、義務教育というのは非常に難しくなっていますから、単に学校の教員を経験してきたとかというような範疇では測れない問題点が多々出ているということから、できるだけ幅広い人材を発掘していただいて登用していただきたいと思う。

松田委員 改選の必要があるということは分かるのですが、これは従来の選考方法をとられるのか、あるいはそういうことでなしに取り扱われるのかそのところはどうなのですか。今までたとえば議会でお願いと、人選してくれという形を取られていた経緯もあると思うのですが、そういう経緯が取られるのか、そういうことはなしに行政側のご判断で選ばれていくことになるのか。その辺の関係を聞かせてもらわないと対応のしようがないと思う。

町長 今松田委員ご指摘のようにバランス性を考えて、龍田あるいは法隆寺、富郷のそういった関係等でその関係の議員さんをお願いしたいということで進めていただきたいと思います。

松田委員 従来どおりの関係なので、ここで議論する必要がないと思う。

委員長 次に、(2)斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 斑鳩町公文書開示に関する条例の施行は平成10年10月に行われておりますが、平成10年10月に斑鳩町公文書開示審査会の設置い

たしております。そして公文書開示審査会委員の任期が3年であり、現委員の太田信隆氏、尾崎幸子氏、清水孝雄氏、中井美雄氏、吉川裕子氏の任期が平成13年9月30日で任期満了となりますことから、引き続きまして同じ5名の方々を現在のところ考えておりまして、公文書開示審査会委員として引き続き諮問いたしたく、斑鳩町公文書開示に関する条例第14条第4項により、9月の議会におきまして上程を予定しております。

説明が終了したのが、この件について特にお尋ねしたいことがございましたらお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

ないようでしたら私の方から1点ご提案させていただきたいことがございますので、その提案をさせていただき、必要であれば休憩をとらせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。文書を配布させていただきますので若干配布させていただきます。

委員長

再開いたします。

私の方からご提案をさせていただきたいことにつきましては、皆さんのお手元に渡っております文書のことです。先だって小野議長のほうからご依頼がございまして、総務委員会の方でご提案いただけないかということございまして、私の方とも相談の結果、本日総務委員会がございまして皆さんにお願いしていこうということで、提案という形をとらせていただきたいと思います。

局長より文書の朗読をしていただきたいと思います。

事務局長 （『少年の非行防止及び健全育成に関する決議』の採択について、朗読）

委員長 ただ今事務局長から朗読していただきました内容で依頼があり、そして決議案という形の案も一緒に添えられた形で依頼をされております。この件につきまして総務委員会としてどのようにお諮りをしていけばいいのか、その辺のことについて委員さんの方からご意見をいただき、しかるべき形で対処していきたいと考えておりますのでご意見を賜ってまいりたいと思います。

野呂委員 何でこれが警察から来るのかという疑問ですね。大体警察こそが非行をしとるし、奈良県では犯罪をしている。まず自分ところがそれをするのだったら分かるが、少年の非行はそれに比べたら・・・。

これが父兄から起こってきて是非ともやってほしいということであれば分かるけれど、警察がなんでやという感じです。

委員長 野呂委員のご意見として承っておきます。他の委員よりご意見があればいただきたいと思います。

松田委員 これの取り扱いですけれど、総務委員会がいいのか、あるいは青少年問題協議会があって社会教育委員会との関係、そういう人々が出すのがいいのか、あるいは一つの委員会よりも議運で扱い議会全体の意思ということにされるのがいいのか、その辺の検討があつていいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

小野委員 8月13日に西和警察署の担当課の簗田課長がお見えになりました、この決議の採択に対しての要請がありました、課長との話の中では県警の中でこういう要請を各市町村にお願いに回っているみたいで、西和地区につきましては7町全ての議会にお願いにいらっていると

ということです。8月21日に署長が再度お願いしたいということでこちらへおいでになりました。その署長との話の中でありましたが、西和署においては幸にも少年非行についてはまだ少ない方という感じをしますが、住民の最高意志決定機関という町議会に決議をしていたきたいと、それらのことから内容については、先ほどの野呂委員の発言があってこういう見方もあるんだなど、最初この要請があったときには委員会で決議文について出す出さないと審議する内容はあまりないのかなと思っておりましたので、総務委員長にできれば早く決議を採択したいので総務委員会に諮っていただきたいと、今松田委員がおっしゃるとおりこれが総務委員会だという判断は決定的なものはもちろんなかったのですが、3常任委員会を考えてみれば総務委員会が一番ベターでないかなと判断いたしまして、今日の委員会に出すことにしました。私の思いとしてはできる範囲で早く採択、決議をしていただきたいということから、このような取り扱いを考えて出させていただきました。できれば総務委員会から若しくは議会運営委員会の何名からでも出していただければありがたいと思っております。

委員長 引き続きご意見を聞いていきたいと思うのですが、若干休憩をとりたいと思います。（午前10時45分）

委員長 再開いたします。（午前11時05分）

先ほど提案させていただきましたことにつきまして、休憩中でしたが、委員皆さんからご意見を賜りました。若干締めをさせていただきましたので、ご報告させていただきたいと思っております。

先ほど依頼のありました採択につきましては、3常任委員会の委員長並びに青少年問題協議会の方に出していただいている議員さんで発議をしていただいたらどうかというような形で、総務常任委員会としては結論にいたりました。改めて総務常任委員会としてはこういう意見だということで、議会運営委員会の方でご論議をいただいたらどうかということで集約をさせていただきたいと思っておりますが、ご異論はござ

いませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それではそのような形で総務常任委員会としては意見を集約させていただいたということで終わらせていただきます。

その他について委員さんより何かございますか。

野呂委員 まず第1点は市制問題について、町長は新聞報道などで発言をしておるわけですが、それと議会では般質問で挙げているという状況なわけですが、議会としては市制問題についての対応する、具体的に論議する場は持っておらないということですね。これは一体どう考えたらいいのか。町としては調査や具体的に町長は進めたいと言明していると認識しているのですが、町としては調査や推進行動について具体的に考えているのかどうか。

もう1点は財産の取得についてでありますけれど、昨日厚生委員会がありましたけれど、以前にも公共施設を建てるにつきまして財産取得をせずといわゆる定期借地権でいくということが、1件消防コミュニティセンターでありました。今回またもや総合福祉センターを建てるについて法務局の近くの土地を借地して、定期借地でいくというようなことが傍聴に来てまして聞いたのです。こういう形がいいのか、私は消防コミセンの時にも言って、計算をして50年の先はどうなるか分からないという点でありますとか、借地料を50年間払い50年間の金額などを推計するより用地買収をして町の財産にした方がいいのではないかという提案をしたわけですが、今後バランスシートをつくるとか、そういう点から見てもどのようなものかその辺の判断はつきませんが、どんどんこういう形で主要な施設が借地という形でいきますと、今後においてトラブルの懸念でありますとか、はたして地方自治体が公共施設を建てるのに取得をしないで借地でいくことが正しいのかどうかということですね。そこのところの見極めをしないとい

けないと思う。その辺は十分検討した上でやっているのか、あるいはその土地所有者が絶対売らないと、借地なら折れましょうと、というような話し合いの中でやむを得ず借地にしたのか、そういうことが考えられるわけですが、しかし今農地につきまは非常に売却したいという要望は私も農業委員会において聞いているわけです。いわゆる自分の飯米を作るだけの田圃があればいいんだと、次の代には6反も7反もやってくれるという状況にないと、処分したいという声などをたくさん聞きます。そうしますと法隆寺線とかあの辺の周辺でしたら田圃なんかも具体的にあるわけです。そういたしますとそういう処分したいということでは用地取得という点では考えられるのではないかと、そういう難しい問題ではないかと思うのです。そういう点から疑問点が積然としないというように考えているわけです。そのこのところについて意見を伺っておきたい。

それともう一つは、全国的に失業率が高く、倒産も増えております。具体的に斑鳩町の中での状況が議会に対して報告がないといえますか、私らも議員としてもそういうものについて心配しているわけですが、私らも議員としてどう把握したらいいのかと。具体的に掴みようがない、町に聞かせてもらえないということですね。その辺の調査等について私は直接的には難しい点があるかと思いますが、たとえば町民税の滞納の状況の中で滞納整理を行います。そうすれば具体的な話になると思う。じつは倒産して払えなくなったとか、リストラにあって失業したとか、とてもやないが払えなくなったとか、特によく聞くのは国保でありますとか年金なんかについては払える余地がないとかというような声は、私たちが接している狭い範囲では聞くわけですが、町全体でどういう傾向にあるのかということは掴めるのではないかと思う。なおさらこれから小泉首相は不良債権の処理を進めると言っております。具体的に言っているのは12兆円あまりですね、それをやるので30万件ほどの倒産が生じるだろうと言われてますね。そうすると斑鳩町の場合どのように具体的に影響があるのか。そういう傾向を斑鳩町内でもどうなるのかということも掴む術を持たな

いと今後の対処方も違ってくる。特に財政については地方交付税を減らすという方針が出ています。そういうことから益々厳しくなると思う。ですからその辺についての実態を私ら議員に情報提供できるように何らかの形で調査方お願いしたいと思います。

町 長

市制の関係につきましては、広域7か町は上牧の武安会長から合併をしてはどうかと広域7か町の広域圏協議会の中では一応合意を得てきたわけです。その後いろんな視察等をさせていただいております。この3月の広域圏協議会の中で河合町の岡井会長から県との関係を交えて協議会の設立等に関係について今後日程的に勉強したいという旨の発言がありまして、それを満場一致で了承されたという経過でございますし、これは私が市制どうかというよりも亡くなられた武安会長からもすでに新聞等で平成3年から4年くらいに大きく発表されてその年の12月か3月に7か町は合意をしたということでございます。何れにいたしましても今現在榎原の会場で高田市、御所、香芝、そして広域7か町、高取、明日香、榎原の町長議長を交えて懇談会が行われまして、いろいろシミュレーション等が発表されたわけです。広域7か町の対象、あるいは生駒郡4町の対象、いろいろとシミュレーション等が出ておりました。今後このような関係等については県も交えた中で7か町の事務者担当者等が協議をしながら、どういう方策があるのか、いろいろと方向付けをされて岡井会長に近いうちに答申をされると思っております。

何れにいたしましても17年3月が国の決められた関係でございますから、日程的にあと精力的にやられてどういうふうに進んでいくのか、そういった関係と併せて法隆寺青年会議所等がいろいろとアンケート調査をしております。そういう気運の盛り上がり、醸成というのがどうされていくのか、住民の方々あるいは住民の代表である議員の皆様方がどう捉えていくのか、そこらによって合併の気運が盛り上がっていくと思っております。

助 役

公共施設の財産の取得についての町の考え方ということでございます。昨日も総合福祉会館の用地におきまして、定期借地権付という借地でいくと、その前には消防コミュニティセンターもございました。そういうことで進んできております。そういった中では皆さんが心配されているようにいろんなトラブルが生じるのではないかと、当然定期借地に準じてやるということになればトラブルが生じないのではないかと考えております。何れにいたしましても公共財産の取得というのは邁進するのが原則であろうと考えます。今財政状況も考えながら進めていかなければならないということでございます。そうした中ではこうした借地というものにおいて執行していくのも一つの手法であろうかと考えております。何れにしましても今後土地地権者からいろいろな相談も出てくるかと思えます。買収に応じてくれないかということも出てくるかと思えます。その時には財政の状況を見ながら考えていくというようなこともあるかと思えます。町の一定の方針といたしましては、やはり決まった場所で施設を設置していくには、用地取得についてを地権者にお願いしていくということをやっていきたいと思えます。ただ、そうした中で地権者がどうしても借地として貸せない場合はこうした方法をとっていきたいと考えております。

一定の方針と言われますが、私は買収するのが本筋であると思えますが、今総合福祉会館につきましてはその整備検討委員会で決められた位置、保健センターの近くということがありますので、その中で用地を模索する中では現在の法務局の東側が一番ベターということで、各地権者にお願いしているという状況です。そういう状況の中で現在は借地ということで進んでまいりたいと思っております。

次の失業率のことについてであります。担当課を呼んでおりますので担当の方から説明をさせていただきたいと思えます。

委員長

3点目については特に実態を言えということではなく、その傾向を掴む術をどのように考えているのかということでございますので考え方をお願いします。

町 長 滞納の関係については先だって監査委員さんからもご指摘をいただきまして、そういう分類をして名目を付けて回収に行ってはどうかというご提案もございまして、今野呂委員がご指摘のようにそういう実態把握をすることが大事であろうと、その辺を十分精査いたしましてこれから区分けをしながら聞き取り調査をして対応していきたいと思えます。そういう中で実態把握ができるのではないかと考えております。

野呂委員 1点だけ申し上げておきたいと思えます。いわゆる合併について今の話ですと、いわゆる広域圏の首長間で進んでいると受け止めているわけですね。その合併という問題点の論議が議会側として必要になってくると思う。それぞれの自治体については違うというのは明白なことです。ですからそれが一体となるわけですから、やっぱり自分ところの議会としてもそういうものについての認識を深めないで、一定の期間が政府から示されているわけですから、そういうことで長だけでそういうものと言って、いわゆる議会が論議する場がないとか、その辺は議会としての問題があるかと思うのですが、やはり私は問題点を十分論議する場が必要だと考えております。

町 長 町長だけでなく、広域圏協議会7か町は議長も入っておられますから、議長も参加されてますし、今議会はそういう問題についていろいろと各市町村で論議をされているところも出てきています。私はあえて広域7か町についても特に先進地の例とかそういう視察見学を行かしていただいた経緯もありますし、一昨年からは広域連合の関係等についての視察をさしていただいておりますし、合併がどうあるべきかと、その広域連合会の市町村協議会がどうあるべきかということも十分に考えないといけない。いろいろと施策は行ってきているわけです。野呂議員がご指摘のように議会の皆さん方もそういうことを真剣に考えていただくことも大事であろうと思えます。

合併になるかならないかは住民の方の気持ちでございまして、い

くら私がやると言ったところで、住民の方々が斑鳩の町がいいじゃないかということになれば、それはそういう形に持っていけないといけませんし、今全体的段階での流れの中ではいろいろな国の関係から考えますと、将来的には小さな町より大きくなっていくことが経済的にもあるいはいろんな面についてもやりやすいのではないかということです。

小野委員 野呂委員の質問に関連してですが、財産取得の件では助役さんの答弁の中で買収が原則だということですが、買収の場合は路線価格とか鑑定によって価格の透明性というものを図っておられますが、借地料はどのように算定されるのか。消防コミセンの場合でもどういう形で270万円になったのか。借地料については借りるものと貸すもの、それとその土地利用について複雑に絡んでくると思う。透明性というものについてはなかなか難しいと思いますが、できれば前の消防コミセンの借地料をどのように算定されたのか、今度の福祉会館についてはどのように決めていこうとされるのか教えてください。

助 役 借地料につきましては、今定期借地が近傍で多くされています。そのデータが当然ありますから、そのデータに基づいて借地料を決めるということにしております。この消防コミュニティセンターも近隣に多くの定期借地付住宅がございますから、その家賃の平均をとって算定したということがございます。当然地権者は税金を納めてもらわなければならないわけがございますから、その税金の位置も路線価格等によって違いますから、それらを十分考える中での算定基準というように考えています。

小野委員 定期借地権ということで建築がされているのはあまり知らないのですが、ちょっとなじみにくいのではないかと思う。今まで公共施設、小学校で借りている借地料とかそれらを基準にというのは酷なのか分かりませんが、同じように住宅の定期借地権を公共施設の借地に基準

にするということは私は危険だと思う。先ほどから地権者の意向は重要だということは分かりますが、それは考えてみれば適地ではなかったのではないかと思う。その点十分配慮していてもらいたいと思う。

助 役 危険だということでございますけれども、すこやかスポーツセンターで借っているわけでございますが、あのような形では相当な値段で借らなければならないということから、通常誰から聞かれても説明できるような算定基準をもってやっていきたい。今まで借ってきた中では貸す側と借りる側の議論がございまして、だんだんと高くなるということがございますから、そういうことにならないようにきちっとした形で進めてまいりたいとこのように思います。

委員長 以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって閉会いたします。(午前11時35分)

|